

【介護保険負担限度額認定申請書の記入について】

①被保険者

介護サービスを受けられる方（被保険者）についてご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）の記入は不要です。

②入所（院）施設

対象施設の施設名称等をご記入ください。

③入所（院）年月日

対象施設の施設入所（院）日をご記入ください。なお、介護保険施設に入所（院）しない場合や、ショートステイ利用の場合には、記入する必要はありません。

④配偶者に関する事項

配偶者（事実婚や世帯が異なる場合も含みます。）の有無について、該当箇所に○をしてください。〈有〉の場合は、配偶者に関する事項について全てご記入ください。

⑤収入等に関する申告

いずれかの口にチェック（シ）してください。

利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金（遺族年金・障害年金）収入を含めて判定します。前年中に非課税年金を受給した方は、種別の申告をお願いいたします。

⑥預貯金等に関する申告

預貯金額・有価証券・その他をご記入ください。

⑦同意書

同意の署名ができるのは、本人又は法定代理人に限ります。

（後見人等による申請の場合は、登記事項証明書・後見人等のご本人確認書類の写しを添付してください。）

⑧その他

- （1）認定対象者がご高齢やご病気等の理由で、申請書や同意書に記入できない場合、ご本人様の同意が得られていれば、ご家族や介護事業所職員の方が記入しても構いません。
- （2）負担限度額認定は、食費・居住費の費用軽減（減免）するものです。表面及び裏面の同意欄に必ず押印をお願いします。
- （3）配偶者がいらっしゃる場合は、本人・配偶者別々の印鑑を使用してください。

【お問い合わせ・提出先】（郵送での提出も可能です。）

〒413-8550 熱海市中央町1番1号（熱海市福祉事務所内）

熱海市役所 長寿介護課 介護保険室 0557-86-6282 ～ 6286

【添付資料】

《対象となる資産の例》

<資産の種類>	<ご提出いただく物>
預貯金（普通・定期）	預貯金通帳の写し（2か所） ①口座番号がわかるページ （ゆうちょ銀行の場合は、通帳表紙と表紙裏面の写しを付けて下さい。） ②口座残高の記載があるページ （申請日より過去2～3ヶ月分の取引がわかるページ全て） ・年金の取引がわかるページ ・証書の場合は、銀行名、支店、口座名義、残高がわかるもの ・インターネットバンクの場合は、口座名義、口座残高がわかるページ
有価証券 （株式・国債・社債・地方債等）	証券会社や、銀行の口座残高の写し（口座名義がわかるもの） ・ウェブサイトの写しでも可
金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評 価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（口座名義がわかるもの） ・ウェブサイトの写しでも可
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（口座名義がわかるもの） ・ウェブサイトの写しでも可
タンス預金（手持ち現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書などから申請時点での負債金額が確認できる書類

《対象とならない資産》

生命保険、自動車、不動産、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

《注意事項》

- ・対象となる資産について該当がある場合、申請書に全て記載し、その通帳等の写しをご提出ください。
- ・通帳等の写しは、申請書にホチキス留めをしてまとめてご提出ください。
- ・金融機関等に対して、資産状況の照会を行う場合があります。
- ・配偶者の有無について、戸籍調査を行う場合があります。
- ・不正受給が判明した場合は、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。
- ・申請内容の不備、被保険者本人及び配偶者（事実婚や世帯が異なる場合も含みます。）の添付書類（同意書も含みます。）の不備がある場合は受付することができません。

お問い合わせ先：熱海市役所 長寿介護課 介護保険室
 電話：0557-86-6282 ～ 6286